

大阪市任期付職員【保健師・看護師】 募集要綱

本務職員（保健師）が育児休業等を取得する場合に代替として勤務していただく「任期付職員（保健師・看護師）」を募集します。

1 公募内容

任用形態	本務職員（保健師）の産前産後休暇期間中は「臨時的任用職員」として任用し、育児休業期間中その他の休業は「任期付職員」として任用します。
任用予定人数	10 名 この選考試験の合格者は「大阪市健康局任期付職員（保健師・看護師）採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」という）に登録されます。
任用期間 勤務場所	ア：令和7年 11月1日～令和8年3月31日 【1名/保健所（感染症）】 イ：令和7年 11月1日～令和8年3月31日 【2名/住之江区（保健）※】 ウ：令和7年 11月1日～令和9年3月31日 【1名/福祉局（総務）】 エ：令和7年 11月6日～令和9年3月31日 【1名/健康局（健康づくり）】 オ：令和8年 1月1日～令和9年3月31日 【1名/城東区（保健）】 カ：上記以外の今後任用見込み 【4名/期間・勤務場所等未定】 ア、イについては「臨時的任用職員」として任用します。 - ウ～オについて、産前産後休暇期間を含む場合は「臨時的任用職員」として任用を開始し、育児休業期間の開始日から「任期付職員」に任用を切り替えます。なお、育児休業を取得しない場合などの特段の事情により、任用の切り替えがなされない場合があります。 - カについて、今後見込まれる任用となるため、採用候補者名簿に登録されます。勤務場所については、「配属予定」に記載している所属のいずれかとなります。また、前回までの同一試験に合格し、採用候補者名簿へ登録されている方が優先となる場合があります。 - 育児休業取得者の申し出により、育児休業期間が延長となった場合には任用期間を延長することがあります。 - 居住されている区の保健福祉センターでの任用はありません。 ※イは保健師のみの募集です。
配属予定	大阪市内各区保健福祉センター（24 か所）、健康局（保健所・こころの健康センター等事業所含む）、福祉局、こども青少年局
職務内容	〔保健師業務〕 - 各区保健福祉センターでの市民からの保健・福祉に関する相談、各種健診業務や家庭訪問等の保健指導業務等 - 本庁各局（事業所含む）における事業の企画立案・評価及び調整業務等 〔看護師業務〕 上記保健師業務（一部を除く）

応募資格	(1) 保健師免許または看護師免許を有する者、任用予定日までに免許取得見込の者 (2) 地方公務員法第 16 条*各号に該当しない者 (P.4 参照) (3) 日本国籍を有する者、または任用予定日までに法令により日本での永住が認められる見込の者
そ の 他	・選考試験合格者を資格ごとに採用候補者名簿に登録し、成績上位の方から任用の連絡を行います。(任用は保健師の成績上位者から優先に行います。) ・本人の都合により任用を辞退された場合は、採用候補者名簿から削除となります。 ・採用候補者名簿の登録期間は、登録後 1 年となります。 ・採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

2 勤務条件

【共通】任期付職員(育児休業・その他休業期間中)及び臨時的任用職員(産前・産後休暇期間中)

勤 務 日 勤務時間 休 日 休憩時間 時間外勤務	…月曜日～金曜日 (休日を除く) …午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 …土曜日及び日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) …45 分 …必要に応じて従事
年次休暇	1 年につき 20 日を基本とし、任用期間に応じて比例付与
給 料	【保健師】月額 258,564円 【看護師】月額 251,836円 ・地域手当を含みます。 ・前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ・昇給等がある場合があります。 ・原則当月 17 日に支給します。 (令和 7 年 7 月 1 日現在)
通勤手当	上限：55,000円 (1 か月あたり) ・任用開始日 (任用切替日) の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給開始となります。
期末勤勉手当・退職手当	本市職員基準により支給します。 ※任用期間が 6 か月を超えて退職する場合は、退職手当の支給対象となります。
その他の手当	住居手当、扶養手当、超過勤務手当等
服務事項	本務職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、 (1) 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 は懲戒処分の対象となります。
そ の 他	・年金、健康保険については、大阪市職員共済組合に加入となります。 ※産休代替臨時的任用職員の年金については、厚生年金保険に加入となります。 ・上記以外の勤務条件については、本務職員に準じたものになります。 ・育児休業及び育児短時間勤務等は請求することができません。 ・詳細については任用決定後お知らせします。

3 申込方法

受付期間	令和7年8月8日(金)から令和7年9月5日(金)まで（必着） ※持参の場合は受付期間内〔土・日・祝日を除く〕の午前9時から午後5時30分まで
提出書類	① 大阪市臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用申込書 ・過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。 ・申込書は本市所定の様式に限ります。（A4サイズで両面印刷したもの） ② 保健師免許証または看護師免許証の写し（A4サイズで印刷したもの） ③ 卒業（見込み）証明書 ・保健師・看護師免許を取得見込みの場合のみ提出してください。
提出先 提出方法	（1）提出先 【宛て先】〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 【宛て名】大阪市健康局健康推進部健康施策課 （2）提出方法 ・提出書類一式を封筒に入れ、「育休任期付職員（保健師・看護師）採用申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留等で送付してください（持参も可能）。 ・簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 ・郵送料金不足の場合は受け付けできません。 ・提出いただいた書類は返却しません。
募集要綱等 配架場所 請求方法	（1）配架場所 ・市民情報プラザ（大阪市役所1階） ・各区役所区民情報コーナー・各区保健福祉センター保健福祉課 ・大阪市保健所（管理課） ・大阪市健康局健康推進部健康施策課（大阪市役所2階） （2）請求方法 封筒の表に、「育休任期付職員（保健師・看護師）募集要綱希望」と朱書きし、角形2号の返信用封筒（140円切手貼付・郵便番号と宛先を明記したもの）を同封し、大阪市健康局健康推進部健康施策課あて請求してください。

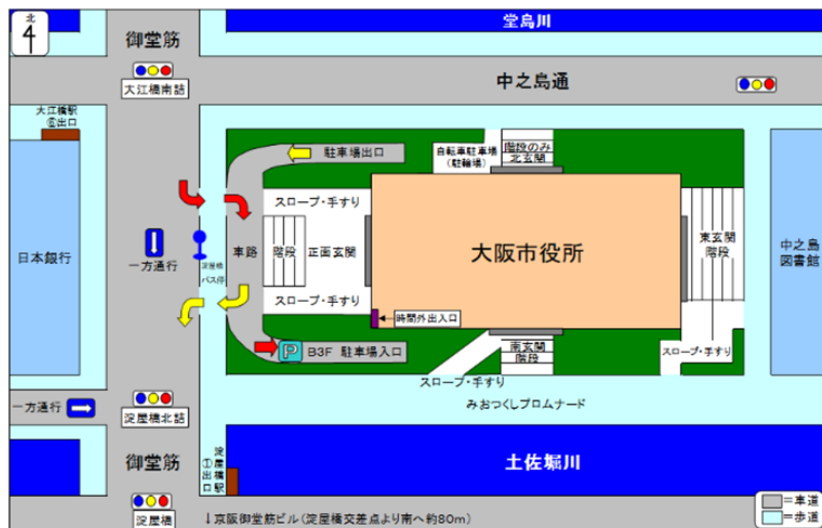
4 選考方法

日 時	令和7年9月13日(土) 午前9時45分集合（時間厳守） ※受付開始は午前9時30分から
場 所	大阪市役所 2階 201共通会議室 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（P.4参照） ・受験票は送付しませんので、当日直接お越しください。 ・試験当日に保健師または看護師免許証原本をご持参ください。 ・選考試験時、勤務場所が複数ある場合は希望順位をお尋ねします。
試験内容	（1）論文試験（40分） ※内容は資格（保健師・看護師）で異なります。 （2）面接試験（15分程度）
結果発表	令和7年10月上旬頃に受験者本人あてに文書で通知します。
合格者の 決定方法	（1）論文試験及び面接試験の得点を総合的に判断し、決定します。 試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に達しない場合は、他に関わらず不合格とします。 （2）総合得点が同じ場合は、面接試験の得点を優先します。 （3）受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が募集人数または採用予定者数を下回ることがあります。

- (1) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (2) 試験の結果、不合格の場合には、本人からの申し出により成績をお知らせします。
- (3) 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

【交通機関】

- ### 【周边地图】



【市役所 2 階】



大阪市健康局健康推進部健康施策課 電話：(06)6208-9951
※開庁日及び時間は土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分です。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
その他の団体を結成し、又はこれに加入した者